

令和元年度第3回評議員会議事録

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた日
令和2年4月2日
評議員全員（7名）の同意書は別添のとおり。
なお、提案事項について特別な利害関係を有する評議員はいなかった。
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した者の氏名
理事長 和田晋弥
- 3 評議員会議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名
理事長 和田晋弥
- 4 理事会の決議があったものとみなされる事項の内容
令和元年度第3回評議員会
提案事項
(1) 定款変更
(役員報酬等)
第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
(2) 役員等報酬規程の一部改正（新規程については別紙）
(役員等報酬)
第2条 当法人の役員等の報酬の額は別表のとおり支給する。
(報酬等の支給方法)
第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
(公表)
第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

令和2年3月25日、理事長 和田晋弥が評議員全員に対して評議員会の決議の目的である事項について上記の提案を行い、当該提案につき、評議員全員から書面により同意の意思表示を得たので、社会福祉法第45条の9第10項が準用する、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第14条第4項の規定に従って、書面により当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

令和2年4月7日

社会福祉法人新潟みずほ福祉会

理事長 和田晋弥



社会福祉法人 新潟みずほ福祉会 役員等報酬規程

改 正 令和2年4月2日

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新潟みずほ福祉会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬の額は別表のとおり支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、当法人旅費規程に基づき費用を弁償する。ただし、施設長等の職員が役員の場合には、支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月2日から施行する。

別表

		月額報酬(毎月)	日額報酬(1日)	
			会議等(理事会・評議員会・監事監査等)	法人業務等(入札、研修、出張等)
理事	理事長	なし	11,000 円	11,000 円
	業務執行理事及び職員兼務理事	なし	なし	なし
	上記以外の理事	なし	11,000 円	11,000 円
監事		なし	11,000 円	11,000 円
評議員		なし	11,000 円	11,000 円

